

## 「法曹コース」(法科大学院進学プログラム)について

(教養学部前期課程進学ガイダンス(2020.5.19)用資料)

2020年4月から法学部に、いわゆる法曹コースが開設されました。法学部での正式名称は「東京大学法学部法科大学院進学プログラム」(以下、「法科大学院進学プログラム」といいます)です。

### 1 法曹コース

法曹(特に、実務法律家(裁判官、検察官、弁護士))の養成の制度の改革が進められています。その柱となるのは、次の3項目です。すなわち、①法学部と法科大学院の連携、②①に伴う法科大学院の入学者選抜のあり方の見直し、③司法試験の在学中受験。

①は、法学部と法科大学院とが連携して法曹教育に当たるものであり、特定の大学の法学部と特定の大学の法科大学院(同じ大学間、異なる大学間を問いません)との間で連携の協定を締結し、その協定のもとで、法学部に法曹コースを設置して、法科大学院進学のための基礎的な法学教育を実施し、法曹コースの修了生が法科大学院へと進学することで、学部から法科大学院へ一貫した法曹教育を行うことを可能にするものです。また、法曹コースにおいては、早期卒業制度の積極的な活用を通じて、3年間で法学の基礎的知識を修得できるカリキュラムを用意し、従来は、法学部4年+法科大学院既修者コース2年の計6年かかった法曹教育を法学部3年+法科大学院既修者コース2年の計5年に短縮することも期されています。

②は、①の法曹養成における法学部と法科大学院の連携を、法科大学院の入学者選抜において実現するものであり、法曹コース修了予定者を対象として、特別の入学者選抜(特別選抜)を用意するものです。特別選抜には、法曹コース修了予定者について、法律科目の論文式試験を実施せず、法曹コースの成績等を重視して選抜を行う「5年一貫型特別選抜」が用意されます(法学部3年・法科大学院2年の計5年を一貫して教育することを想定して、「5年一貫型」と呼ばれますが、早期卒業制度を利用するなどして3年で法学部を卒業する予定の者だけでなく、4年で卒業する予定の者も出願が可能です)。また、これと並んで、法律科目の論文式試験を実施しますが、法曹コースの成績等も重視して選抜を行う「開放型特別選抜」を採用することも可能です。なお、法曹コース修了予定者でない人は、従来からの通常の入学者選抜である一般選抜のみ受験することができます。

※法曹コースが導入され、その学生を対象とした特別選抜が導入されたときに法科大学院の入学者選抜のイメージについては、こちらを参照してください。

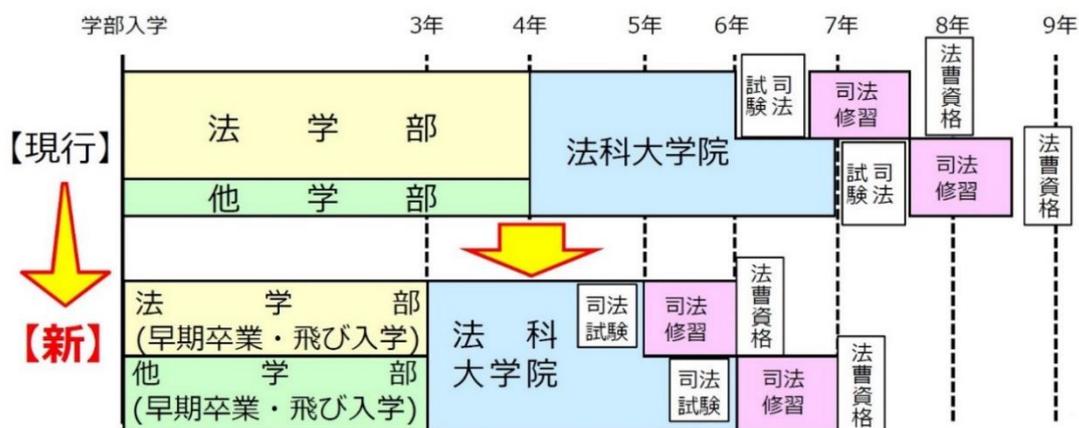
「『法曹コース』の学生を対象とする特別選抜の導入に伴う法科大学院入学者選抜の全体のイメージ」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2019/01/30/1413222\\_005.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryo/_icsFiles/afieldfile/2019/01/30/1413222_005.pdf)

文部科学省・法科大学院等特別委員会（第93回）（令和元年7月26日）に参考資料2として配布され、同ホームページで公開されている資料です。

③は、法科大学院の既修2年目、未修3年目の在學生で、当該年度内に法科大学院の修了見込みであり所定の単位を修得済みの者には、法科大学院の修了前に（したがって在学中に）、司法試験を受験することを認めるものです。この在学中受験を利用すると、従来は、法科大学院修了後（3月）に司法試験を受験し（5月）、合格すると（9月に発表）、11月末頃から司法修習の導入修習を開始して、1年余りで司法修習を終える形であったのが、法科大学院修了から司法修習までの間（ギャップタームと呼ばれます。約8か月あります）を置かずに、法科大学院修了決定後、直ちに司法修習に入ることができ、従来よりも、司法修習を終えて、実務法曹として活動を開始するまでの期間がさらに短縮されることになります。

※①から③までの改革により、従来、大学入学から司法修習修了まで8年弱（7年9か月）。法学部を4年で卒業し、法科大学院既修者コースに入り2年で法科大学院を修了、直後の司法試験に合格して、その年に司法修習を開始する場合）かかっていたのが、6年間になります（法学部を3年で卒業+法曹コースを修了し、法科大学院既修者コースに入り、2年で法科大学院を修了+2年目（3年次）に司法試験を受験して合格し、修了後直ちに司法修習を開始する場合）。



## 2 法科大学院進学プログラム

東京大学法学部は、東京大学法科大学院との間で、法曹教育における両者間の連携に関する協定（「法曹養成連携協定」）を締結し、法科大学院進学のための基礎的な法学教育を実施するためのプログラムとして「法科大学院進学プログラム」を開設しました。

東京大学法学部と東京大学法科大学院との間の上記の連携に関する協定（法曹養成連携協定）は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」6条3項の規定に基づく文部科学大臣の認定を得たものであり、法科大学院進学プログラムは、同法6条2項1号にいう「連携法曹基礎課程」として認められています。

なお、現在、本学法学部も、本学法科大学院も他大学との間では法曹養成連携協定を締結しておらず、互いが唯一の連携協定先となっています。

「法科大学院進学プログラム」は、法科大学院進学志望者を中心として、実定法学の基礎的内容を重点的に教育するプログラムです。

履修プログラムであり、1類～3類のように卒業要件を左右するものではありませんが、「法科大学院進学プログラム」の修了予定者であることは、連携先である東京大学法科大学院において特別選抜の対象者となるために必要であり、また、その修了が、東京大学法科大学院において特別選抜を通じて最終的に入学を認められるために、必要です。また、開放型選抜を用意する法科大学院（東京大学法科大学院もその1つとなる見通しです）において、開放型選抜の対象となるためには、本学の学生の場合、法学部法科大学院進学プログラムの修了予定者であることが必要ですし、通常、開放型選抜により最終的に入学を認められるためには、同プログラムを修了することが必要です。

※法科大学院における特別選抜は、5年一貫型選抜は、法曹養成連携協定を締結した法学部の法曹コース修了予定者に限って行われますが、開放型選抜は、少なくとも当分の間は、法曹養成連携協定を締結した法学部の法曹コース修了予定者に限定されず、法曹コース修了予定者であれば対象とされます。したがって、法科大学院進学プログラムの修了予定者は、東京大学法科大学院の5年一貫型選抜に出願することができるほか、開放型選抜を（5年一貫型選抜と並んで）採用している法科大学院（本学法科大学院もその1つとなる見通しです）の開放型選抜に出願することができます。

### 3 法科大学院進学プログラムへの登録と修了

#### (1) 登録

法科大学院進学プログラムの修了のためには（そしてもちろん、修了予定者となるためには）、同プログラムの登録の届出をする必要があります。

登録資格は、本学法学部生であればよく、特定の類の学生に限定されません。法科大学院進学志望者は、2類の学生が多いと想定されますが、1類や3類の学生もまた、登録をし、

修了予定者となれば、法科大学院の特別選抜の対象となり得ます。

法科大学院進学プログラムは、2020年4月に開設されましたが、対象となるのは、2021年4月の進学者からです。したがって、みなさんが、来年4月に法学部に進学されれば、最初の対象となります。

登録は、3年次または4年次の各セメスターのいずれかの履修届出期間にしなければなりません。したがって、進学直後の3年次の4月（Sセメスターの履修届出期間）に登録をしなかった場合にも、同プログラムを履修・登録しようと考え直して、その後、例えば、その年の秋（Aセメスターの履修届出期間）や翌年度の夏（4年次のSセメスターの履修届出期間）、さらには秋（4年次のAセメスターの履修届出期間）に、登録をすることもできます。ただし、法科大学院の特別選抜において、その時点で、登録をしていないと、法科大学院進学プログラム修了予定者とは扱われませんので、注意して下さい。早めに登録をするべきで、卒業予定年度の秋では、法科大学院の入学者選抜手続との関係では手遅れとなる可能性があります。

## (2) 修了

法科大学院進学プログラム修了の認定を受けるためには、13の必修科目があります。憲法、行政法第1部、行政法第2部、民法第1部、民法第2部、民法第3部、民法第4部、刑法第1部、刑法第2部、商法第1部、商法第2部、民事訴訟法第1部、刑事訴訟法です。これらの単位の取得と並んで、民法基礎演習か、実定法分野の演習（どの演習がそれに該当するかは毎年掲示されます）を2単位以上単位取得しなければなりません。それぞれの類によって卒業に必要な必修科目、選択必修科目が決まっています。上記の13の科目の中には、それらの各類型ごとの必修科目と重なるものもありますが、重ならない科目は、「法科大学院進学プログラムの修了認定を得て卒業する」ためには、必修科目として追加されるのと同様ということになります。

また、同プログラム修了の認定を受けるためには卒業要件を満たす必要があります。したがって、法科大学院進学プログラムの必修科目および民法基礎演習または実定法分野の演習の単位を取得しても、卒業に必要な科目の単位が不足しているときは、卒業できないのはもちろん、法科大学院進学プログラムの修了認定を得ることもできません。

逆に、卒業の要件を満たすけれども、法科大学院進学プログラムの修了に必要な科目の単位取得に不足があるときは、卒業しますが、法科大学院進学プログラムの修了認定は得ることができません。

法科大学院進学プログラムの修了の認定を受けるために、特別の成績要件は課されていません。ただし、法科大学院の入学者選抜においては、法曹コース（法科大学院進学プログラム）の修了（予定）だけではなく、成績が重要になりますので、油断は禁物です。

※詳細は、「東京大学法学部法科大学院進学プログラム履修規程」を参照してください。

### (3) 早期卒業との関係

法科大学院進学プログラムと法学部早期卒業制度とは、それぞれ独立した別の制度です。ただし、東京大学法科大学院では、2022年度の入学者選抜（これは2021年度に実施されます）から、法曹コース対象の特別選抜（「5年一貫型選抜」「開放型選抜」）を実施する予定であり、これらについては、もっぱら2021年度に法曹コースを早期卒業で修了予定の学生のみが対象となります（連携協定先である本学法学部の法曹コースたる法科大学院進学プログラムの対象者が2021年4月に進学する学生から、となるためです）。

法科大学院進学プログラムに関心のある方は、あわせて、早期卒業制度の制度内容や特に申請の要件について確認し、早期卒業制度の利用について検討することをお勧めします。

早期卒業のためには、2年次の法学部持ち出し科目をきちんと履修することが必要です（進学年度に、つまりいわゆる3年で卒業するためには、進学時に、法学部専門科目について26単位以上の取得が必要であり、成績要件も課されます。なお、憲法、民法第1部、刑法第1部は法科大学院進学プログラムの必修科目でもあります）。

## 4 連携先である東京大学法科大学院の入試との関係

法科大学院進学プログラムの「実利」は、法科大学院において一般選抜とは別の特別選抜の対象となり得る点にあります。法科大学院の入学者選抜において、法学部での法曹コースの修了（予定）という勉学と成績とが重視される（連携協定先である東京大学法科大学院において5年一貫型の場合は筆記試験が免除される対象となりうる——免除を受けられるかは成績次第です——、また、開放型特別選抜を行う法科大学院において開放型の場合には学部成績の比重が一般選抜よりも高くなる）こととなります。

特別選抜の内容は、法科大学院の入学者選抜の話となります。東京大学法科大学院の入学者選抜の詳細についてはなお検討中ですが、連携協定を締結した法学部（現在では東京大学法学部のみ）の法曹コース修了予定者を対象とする特別選抜については、2021年度に実施される2022年度入学者選抜については、募集人数を30名程度とする予定であり、選抜に際しては、法曹コースの成績評価および法学部全体の成績評価を重視し、加えて、入学願書、外国語の能力などを補足的に考慮しますが、一定の成績要件を満たす者は、原則として合格とする予定です。詳細については、後日、本研究科のウェブサイトで公表するほか、説明会を開催する予定です。